明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**二一一）　一
○たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（**財務**一八）　二
〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**一四）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**二五）　三
○日本国に帰化を許可する件（**法務**九九）　四
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（**財務・経済産業・環境**二）　五
○肥料を登録した件（**農林水産**六三三）　六
○道路に関する件（**中国地方整備局**三〇）　七
〔人事異動〕
内閣　人事院　法務省　七
〔叙位・叙勲〕　八
〔褒　賞〕　八
〔官庁報告〕
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
解散命令関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
平成三十年度国土交通省共済組合の決算関係　二九
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他

省　令

○総務省令第三十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第四十二条及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第五条第三項の規定に基づき、並びに政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）及び政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）を実施するため、政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月八日

総務大臣　石田　真敏

政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第一条　政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記 **第３号様式**（第２条関係） ［様式　略］ （備考） ［１　略］ ２　署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもって自署に代えることができる。	**別記** **第３号様式**（第２条関係） ［様式　同左］ （備考） ［１　同左］ ２　署名は必ず本人が自署すること。
第５号様式（第２条関係） ［様式　同左］ （備考） ［１　同左］ ２　署名は必ず本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもって自署に代えることができる。	**第５号様式**（第２条関係） ［様式　同左］ （備考） ［１　同左］ ２　署名は必ず本人が自署すること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（政党助成法施行規則の一部改正）

第二条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記 **第２号様式**（第２条関係） ［様式　略］	**別記** **第２号様式**（第２条関係） ［様式　同左］